

令和 7 年 第 4 回

いなべ市議会 定例会 議案

(追加分)



令和7年第4回定例会提出議案（追加分）

議案番号	件名	議決要領
議案 第72号	訴えの提起について	
	以下余白	

## 議案第 72 号

### 訴えの提起について

国家賠償請求事件に関して、次のとおり控訴を提起することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

#### 1 第 1 審事件名

津地方裁判所四日市支部 令和 7 年 (ワ) 第 83 号  
国家賠償請求事件

#### 2 第 1 審の当事者

原告 [REDACTED]  
被告 いなべ市

#### 3 第 1 審事件の概要

市が固定資産税の納税義務者を誤り、納税義務のない原告から固定資産税を過去 18 年度に渡り誤徴収していたことに関し、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 17 条の 5 の規定に基づき、直近 5 年度分の更正及び還付を行ったところ、これを不服として誤納金相当額 58 万 6,000 円(後に 37 万 5,700 円へ縮減)の国家賠償を求め、市を被告として訴訟を提起したもの

#### 4 第 1 審判決の要旨

(1) 被告は、原告に対し、34 万 5,700 円及びこれに対する令和 7 年 4 月 4 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員

を支払え。

- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを10分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。
- (4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 5 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。
- (2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて被控訴人の負担とする。

## 6 控訴をする理由

津地方裁判所四日市支部において標記事件についての第1審判決があつたが、認容できる内容ではないと判断し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第281条に基づき、名古屋高等裁判所に控訴する。

## 7 本件に関する取扱い

- (1) 本件の訴訟は、弁護士に委任する。
- (2) 判決の結果、必要があるときは上告するものとする。

## 提案理由

令和7年（ワ）第83号国家賠償請求事件の判決を不服として控訴の提起をするについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。